

実績評価書

平成 20 年 8 月

評価の対象となる施策目標	医療情報化インフラの普及を推進すること
--------------	---------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
施策目標	3-1	医療情報化インフラの普及を推進すること
個別目標 1		医療の IT 化を推進すること ※重点評価課題（IT を活用した医療の利便性向上） (主な事務事業) ・地域診療情報連携推進事業 ・医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 医療の IT 化を推進するため、「IT 新改革戦略」等に基づき、標準化の推進や安全な情報連携基盤の整備を進めるとともに、医療機関における費用負担の軽減に資する取組等を実施する。		
2 根拠法令等 ○ IT 新改革戦略（平成 18 年 1 月：IT 戦略本部） ○ 重点計画 2007（平成 19 年 7 月：IT 戦略本部） ○ 医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン（平成 19 年 3 月：厚生労働省）		
主管部局・課室	医政局 研究開発振興課 医療機器・情報室	
関係部局・課室		

2. 現状分析

医療を取り巻く環境が、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させ、一定の医療資源の中で質の高いサービスを充実させるため、業務の効率化、患者の利便性向上や医療の質の向上が期待される医療情報システムの導入に対して医療機関の関心は高いが、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題がある。
--

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	統合系医療情報システム（オーダリングシステム、統合的電子カルテ等）の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床	-	-	-	-	-

未満は2010年度まで)					
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。そのため、平成17年度のオーダリングシステムの普及率を参考指標として個別目標欄に掲載している。					
施策目標の評価					
【有効性の観点】 オーダリングシステム等の医療情報システムを導入することで、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから施策の推進に有効である。					
【効率性の観点】 医療情報システムの導入に当たっては、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題が挙げられており、地域における中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が医療情報ネットワークを構築し、チーム医療・グループ診療の実践を可能とする地域医療連携体制を構築するための補助事業である地域診療情報連携推進事業による医療機関のシステム導入にかかる費用負担軽減や医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業によるシステム間の互換性確保など、それらの課題解決に資する施策に取り組んでいるところである。					
【総合的な評価】 医療分野のIT化については、医療用語及び用語間の関連性コードの標準化など各種標準化等の施策により推進を図っている。今後も引き続きそれらに取り組むこととしているが、医療機関の機能等を考慮した情報化が肝要である。そのため、厚生労働省においては、2007年度に各医療機関がその医療機能等を考慮し、当該医療機能の目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価することにより、望ましい情報化の推進を可能とする評価系(医療機関自らが評価の際に用いる指標)を開発したところであり、その普及に努めているところである。これにより、医療情報システム導入によるメリット等の把握、自機関の目的に合致した且つ最適な情報システムの選択を可能にするなど、各医療機関において適切な情報化が可能となり、医療分野の情報化が推進される。					

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 医療のIT化を推進すること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (200床以上の医療機関のほとんどに導入すること/400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで) ※施策目標に係る指標1と同じ。	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1に係る実績値(普及率)については、平成20年度医療施設調査の集計結果に基づき算出するため現下示すことができない。そのため、平成17年度のオーダリングシステムの普及率を参考指標として下記に掲載している。						

アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	地域診療情報連携推進事業補助実績数(単位:件数)(-/-)	7	2	6	6	9
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は厚生労働省医政局研究開発振興課医療機器・情報室調べによる						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	オーダーリングシステムの普及率(一般病院400床以上)(単位:%)	-	-	72.9	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・参考指標1は医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課調べ)による(平成14年度は56.9%)。次回調査は平成20年度予定。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>オーダーリングシステム等の医療情報システムを活用することにより、患者情報の共有、受付業務の簡略化、カルテ搬送の軽減など業務の効率化、待ち時間の短縮、診療情報の共有化などによる患者の利便性の向上や蓄積されたデータの活用や医療安全など医療の質の向上が期待されることから、システム導入に対して医療機関の関心は高い。</p> <p>しかし、①システムの導入・維持費が高額なこと、②新旧システム間や異なるシステム間の互換性が確保されていないこと等の課題があり、それらの課題解決に向けて、地域診療情報連携推進事業や医療情報システムのための対向試験ツール開発事業などの施策に取り組んでいるところである。</p> <p>地域診療情報連携推進事業では、地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入することで、周辺の連携医療機関においても、セキュリティを確保したインターネット等を介して電子カルテシステムを活用できるようにする補助事業であり医療機関における費用負担の軽減に資するものである。また、医療情報システムのための対向試験ツール開発事業では、各種医療情報システムの相互運用性を確保することで互換性の確保さらには医療機関におけるマルチベンダ化による費用負担の軽減に資するものである。これらの施策により各種課題解決に取り組んでいることから医療分野のIT化は着実に進捗しており、今後も引き続きこれらの施策を実施することとしている。</p>						
(※太字部分は、重点評価課題該当部分)						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名: 地域診療情報連携推進事業						
平成19年度予算額: 229百万円 (補助割合:[国 1/2][事業者 1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体: 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、 検疫所 都道府県、市区町村 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(厚生労働大臣が認めた者)						
概要: 地域において中心的役割を果たしている医療機関と周辺の医療機関が、医療情報ネットワークを構築し、患者の診療情報を共有すること等によって、質が高く効率的なチーム医療・グループ診療の実践が可能な地域医療連携体制の構築を図るための補助事業。						
事務事業名: 医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業						
平成19年度予算額: 140百万円 (補助割合:[国 10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体: 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、 検疫所 都道府県、市区町村 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(企画競争により決定)						
概要: 医療機関内で使用される各部門系システムについての標準化を進めるため、異なるベンダ(メーカー等)間のシステムを実際に相互に接続して相手のシステ						

ムと支障なく情報のやりとりができるかどうかの確認をする対向試験を行い、その結果を広く公表する。これにより、どのシステム同士が接続可能か把握することができ、その中でコンポーネント化（部品化、要素化）された接続可能なシステムを医療機関が選択的に導入して最適なモデルを組み立てることを可能とする事業。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
<p>指標1 目標達成率</p> <p>(目標達成率を算定できない場合、その理由)</p> <p>2008年度以降の統合系医療情報システムの普及率を把握していないため、施策目標に係る目標達成率を算定できない。また、参考指標であるオーダリングシステムの普及率（一般病院400床以上）では平成17年10月時点で72.9%となっている。</p>
2 評価結果の政策への反映の方向性
<p>i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）</p> <p>ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○）</p> <p>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）</p> <p>(理由)</p> <p>施策目標に係る指標自体については現下数値を取ることができないものの、参考指標としているオーダリングシステムの普及率（一般病院400床以上）では平成17年10月時点で72.9%（平成14年10月時点では56.9%）と普及しているなど、施策は着実に進捗しているものと思慮される。今後はさらに多くの医療機関等が医療の情報化のメリットを享受できるよう、より充実した取組を進めることとしている。</p>
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）
<p>(施策目標に係る指標)</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>(個別目標に係る指標)</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>(理由)</p>

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
②各種政府決定との関係及び遵守状況
「IT新改革戦略」（平成18年1月：IT戦略本部）
「重点計画2007」（平成19年7月：IT戦略本部）
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
④会計検査院による指摘
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
「標準的電子カルテ推進委員会」最終報告（平成17年5月：厚生労働省）

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

該当なし